第１５号様式（第１９条関係）

（第１面）

屋外保管事業場変更許可申請書

年　　月　　日

　越谷市長　宛

住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名

電話番号

　越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例第１２条第１項の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 屋外保管事業場の設置の場所 |  |
| 許可年月日及び許可番号 | 年　　月　　日　　　　　第　　　　　号 |
| 変更の内容 |  |
| 変更理由 |  |

（第２面）

|  |
| --- |
| 役員（申請者が法人である場合） |
|
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生年月日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 使用人（申請者に越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例第９条第１項第３号キ、シ及びスに規定する使用人がある場合） |
|
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生年月日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |

（第３面）

|  |
| --- |
| 法定代理人（申請者が越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例第９条第１項第３号サに規定する未成年者である場合） |
|
|  | （個人である場合） |
| （ふりがな）氏　　名 | 生年月日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |
| （法人である場合） |
| （ふ　り　が　な）名　　　　　称 | 住　　　　　　　　所 |
|  |  |
|  | 役員（法定代理人が法人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生年月日 | 本　　　　　　　　籍 |
|  | 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
| 備考　１　「役員」の欄から「法定代理人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。　２　役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。 |

添付書類

⑴　屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図

⑵　変更前及び変更後の屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

⑶　屋外保管事業場内の配置図

⑷　再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路を記載した書類又は図面

⑸　変更後の屋外保管事業場の用に供する土地の所有権を有すること（変更許可申請者が所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有すること）を証する書類

⑹　変更許可申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の４５に規定する国籍等をいう。））の記載のあるもので、提出の日前３月以内に作成されたものに限る。以下同じ。）及び条例第９条第１項第３号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

⑺　変更許可申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

⑻　変更許可申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し及び条例第９条第１項第３号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

⑼　変更許可申請者に第１３条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し及び条例第９条第１項第３号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

⑽　変更許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し及び条例第９条第１項第３号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

⑾　変更許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

ア　定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

イ　役員の住民票の写し及び条例第９条第１項第３号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

⑿　当該変更に係る標準作業書

⒀　誓約書

⒁　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面